慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	川原彰君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.6 (1993. 6) ,p.118- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930628-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

川原彰君学位請求論文審査報告

川原彰君提出の学位請求論文『東中欧の民主化の構造――「連帯」運動から一九八九年革命へ――』の内容は左記の通りである。

第Ⅰ部　民主化の新しい次元――共産党体制に対抗する「市民社会」

1章　「東中欧の民主化」の新しい次元――「市民社会」論と民主化プロジェクトの展開に即して

2章　東中欧における共産党体制の改革と「市民社会」――「連帯」革命以後の体制改革研究

第Ⅱ部　民主化モデルとしてのポーランド

3章　民主化過程における「円卓会議」と「連帯」市民委員会――体制移行期のポーランド・一九八七―一九八九

4章　「連帯」主導政権の成立と民主化の新局面――体制移行期のポーランド・一九八九―一九九〇

第Ⅲ部　一九八九年東欧革命と現代政治理論

5章　一九八九年東欧革命へのパースペクティヴ

6章　「市民社会」論のパースペクティヴ――一九八九年革命と政治理論のディスコース

終章　むすびにかえて――東欧政治研究における「オーウェル的主題」

付論　比較政治学の理論的フロンティア――東欧政治への理論的視座を中心に

川原君は学部学生当時から比較政治研究を志し、その方法論について緻密に追跡し、大学院に進学するに当って、その適用領域を東中欧に設定し、政治比較の一般理論と東中欧変革の政治的現実とを照合しつつ、理論の有意性を検証・修正する過程を辿った。しかし、東中欧変革の政治的現実は、理論適用という形での操作的作業を許さない緊迫した人間情況であることから、情況の変化に伴う、多様な理念・構想をキイとした理論的理解を、変革主体から抽出する努力を重ねてきた。

そこに提出されたのが「民主化の比較政治学」である。比較政治学の展開過程をここで論ずる余裕はないが、少なくともグランド・セオリィの時代からローカル・セオリィのそれへの転換によって、比較政治から政治比較に視座の転轍が行われた、と言うべきである。それが単なる言語表現の変換でないことは、南欧-中南米地域から提出された「コーポラティズム理論」と「官僚主義型権威主義理論」、東アジア地域からの「開発独裁理論」、地中海地域からの「権威主義体制理論」、ヨーロッパにおける小国民主主義理論としての「多極共存型」などが、比較方

法論として政治理論を活性化した点に明らかである。

川原君は、こうした政治理論活性化の渦中にあって東中欧を凝視した時、みずから次のように説述することで、それへの参加意志を表明する。

「あくまでも『東中欧の民主化』問題を中心に据え、この動向を比較政治学の観点から把握すると共に、その民主主義理論（政治・社会理論）に対するインパクトの構造化を課題としている。」

アレキシス・ド・トックビルはかつて、「新しい世界には、新しい政治の学が必要である」と指摘した。現在は、S・P・ハンチントンの表現をかりれば、民主化の第三の波がグローバルに人間に、社会に、国家に、そして世界に打ちつけられている時代とも言える。かくて、「東中欧社会で進行している新しい社会的現実に対しては、既成の一般理論をリジットに適用して分析することは不可能である。民主主義理論の観点から見ても、逆に、東中欧社会の民主化運動の中から生まれてきた民主主義モデルが――さまざまな矛盾と問題をはらみながらも――、従来の西欧の民主主義理論（リベラル・デモクラシーの理論）をつきぬけた、すぐれて現代的な理論的課題を提起している」とする川原君の認識力のたしかさが明らかになる。

この歴史的-理論的認識には、「方法論的に見れば、分析対象を『東中欧の民主化』をめぐる問題に、地域的にも状況的にも時代的にも限定し、そうした中で理論的命題を練り上げ、迂回的に理論の豊富化をめざす研究上の戦略が必要とされ」、したがって「『地域研究』と『一般政治理論』を媒介する『民主化の比較政治学』的アプローチ」をとる必然が生ずるのである。

第一章「『東中欧の民主化』の新しい次元」では、ポーランドにおける「連帯」の民主化運動の経験が「東中欧の民主化」に与えた決定的なインパクトに照準が据えられる。つまり、チェコの「プラハの春」（一九六八年）の社会主義改革がソ連の軍事介入によって強圧的に抑制されたことで、社会主義イデオロギーのもつ魅力が究極的に失墜し、したがって体制内部の「上からの構造改革」の可能性が閉ざされた状況から、民主化の課題は「下からの改革」への可能性模索の一点に凝縮する事態が発現する。

その場合、まさに現実的制約の中で「連帯」の民主化運動が進められるのだが、それは、運動が直面する困難と、それを克服する方途を求める中で、さまざまな発見を蓄積しつつ行われる試行錯誤の過程での「民主化」の実験であり実践でもあった。それらを貫通する最大公約数として、民衆の圧力をもって体制側から政治的妥協をかちとる点があげられるのだが、その圧力が既存の体制アイデンティティに抵触しない細心の配慮が示される。つまり、ポーランド憲法が規定する「党は社会主義建設における社会の指導的政治力」という〝国家社会主義〟（国家体制化された社会主義）の組織原理を犯さない配慮である。

言いかえれば、ソ連の軍事介入の脅威と破局的な経済的危機

の中で、国家と社会の分化を定式化でき、さらには、政治的民主主義をこえて、労働者自主管理の制度化を伴う、多元的民主主義を志向しつつも、体制との全面的断絶に到らない「自己限定」記録をつくりあげてゆくのである。その過程で獲得したグダンスク協定（一九八〇年）は、憲法の尊重、組合の非政党性、統一労働党（共産党）の指導的役割の承認に立って、党の指導的役割を国家領域に限定させ、社会――市民社会――の成立、そして社会を党指導領域外とすることを認めさせた。

「問題は市民社会の組織原則の問題から、国家と市民社会の関係の制度化の問題へと移行せざるをえない。自己組織化を図る社会は、民衆の社会的圧力という形で新しい社会的な力を、その意味で本来的な政治権力を生みだしたため、党＝国家は市民社会の領域における政治権力は失うが、立法、行政、司法および軍事といった国家領域は依然として自己の統制の下にあるという意味での権力の二元性を安定化させる必要があった。しかし、市民社会と国家の組織原理が対立するものである以上、すべての争点はこの両者の妥協を図り、国家と市民社会との二重性も安定化させる問題に集約された。この問題は、体制変動期に民主主義への移行を保証する重要な条件でもあった。」

かくして、ポーランド「民主的反対派」の理論家たち――ミフニク、クーロン、ゲレメク等――による「連帯」のオリジナル・プロジェクトが提出されるのである。すなわち、「市民社会」の民主化と、「国家権力」の民主化という二重の民主化の課題設定である。（二重民主化モデル）このモデルは、「市民社会の民主化が国家権力の民主化に影響を及ぼす形で全ポーランドの民主的改革を志向するという意味では、『浸透性』の民主化モデル」といえよう。つまり、「下からの秩序形成の論理」がここには脈うっている。

こうした社会主義体制内にあって、党の統制が及ばない市民社会のさまざまな非公式セクターのネットワークを基盤として形成された下からの民主化主導は、「連帯」運動以後、一九八〇年代に入って、チェコ・ハンガリー・東ドイツ、そしてソ連においても無視できない力となる。東中欧における八〇年代の、たとえば平和運動や環境運動の核になったのは、ポーランドのKORやチェコの人権擁護団体「憲章77」といった「市民社会の自律化のための社会イニシアティブ」であった。

また、プラハの春以来、社会主義のイデオロギー的正当性を失った国家社会主義体制は、社会主義下での開発独裁ともいうべき政策実施で辛うじて正当性を維持していた。このスタイルは、経済的業績の低下という現実に立ちいたれば、国民を消費者の位置に止めるために〝寛大〟にならざるをえない。したがって、「連帯」の民主化運動を、社会主義体制が戒厳令で抑圧しようとした事実（ガダル政権）は、正当性の喪失につながる。つまり、その回復は経済改革を必然とするし、その改革の内在的推進力をうるためには、体制そのものの改革が不可欠という連鎖が明らかになるのである。ここに、「新しい社会構成モデ

ルによるシステム全体の変革」要請が発現する機縁がある。

それも実践的に論理化したのがハンキシュの「第二社会」論である。すなわち、「社会の支配的な次元を支配している組織原則とは異なる組織原則によって支配されている社会」であり、「体制と社会との相互関係にギャップがあり、中央集権化した古い組織原則が支配する『第一社会』とこの新しく登場した『第二社会』との間にカオスが存在する『「二重」社会』構造」が措定されたのである。川原君はこの論理も次のように評価している。

「『二重』社会」構造とは言っても、「第二社会」が社会空間の隠れた潜在的領域に存在する以上、「第一社会」と「第二社会」の間に明確な分割線を引くことはむずかしい。この「第一社会」と「第二社会」という理論的区分は、「相異なる組織原則群によって支配される社会的存在の二つの次元」を仮説的に示しているにすぎない。

だからこそ、「この『第二社会』は、明確な組織原則によって支配されているのではなく、『第一社会』の組織原則の及ばない、一種の『中間地帯』とも言うべき領域である。その意味では、まだせいぜい『可能性として存在するオルターナティブな社会』への端緒となる核を発見しうる領域にすぎない。そのため、『第一社会』の中に生まれつつあるグレイ・ゾーンとしてのこの『第二社会』の領域を、どのように評価し理論化していくのかが、『体制変動的改革』の方向性を決める大きな要因なのである。」

第二社会論については、それを積極的に評価する立場と、消極的なそれとが識別できるが、どちらにしても、この領域を媒介にしたシステム全体の民主化への道を戦略的に模索する中で、それを「対抗改革」ととらえる点で共通するものがある。川原君の視角は、あくまでも、新しい社会領域が東中欧の社会主義体制内に抬頭し、第二社会を拠点とする限り、体制内に「対抗改革」を誘発する、そのダイナミズムの意義を強調するところにある。つまり、「この『第二社会』としても理論化されている『市民社会』の領域こそが、東中欧諸国の政治発展において主要な要因となってきており、他の社会的要因や社会的諸勢力と結びついて、将来の体制変動的改革そしてさらには『東中欧の民主化』において決定的に重要な役割を果たす」ことが重大なのである。

第二章「東中欧における共産党体制の改革と『市民社会』」は、第一章でのいわば「下からの改革」視角に対して、「上からの民主化」が隘路におちこみ、「下からの構造改革」をひきだす、その体制改革をポーランドの事例に観察することを意図した論考である。問題の所在はこうである。「党が国家を独占し、党＝国家があらゆる社会領域を独占するという『全体主義化』した共産党体制にあっては、国家が国家としての機能自体も喪失しており、自立した社会領域を防衛する運動自体が、この体制の論理を逆転させる意味を帯びていた。つまり、『労働者国

家』であることを正当性の究極的根拠とする共産党体制にとって、独立自治労働組合『連帯』の法的承認は、社会主義を名のる共産党体制の存立根拠を揺るがすものであり、イデオロギー的な敗北を示した」のであり、ここに「共産主義の終焉のはじまり」が画期されるのである。

共産党体制はその原型をスターリン体制によって決定した。それが戦後の東欧諸国に導入されたことは言うまでもない。単一政党独裁、プロレタリアートに発するワンマン独裁図式、共産党の全能化を論理的に正当な指導原理として成立した共産党体制は、「権威の原始的蓄積」から「体制管理」の段階への移行を実現することで、社会の全領域に及ぶ支配を完成する。それは目標志向的正当化から問題解決の合理的・効率的な手段志向的正当化への発展を意味している。つまり、スターリニズムによる革命体制の強化から、大衆包摂への移行であり、「大衆を部分的に行政などに積極的に参加させることを通じて、革命のダイナミズムを維持し、現代社会の要件を満たす中で、『発達した社会主義』を共産主義に近づける」過程である。

しかし、この体制移行は、効率性と合理性という産業社会の要件をみたせるのか、大衆包摂を支える多元的な利益表出を認容し、その調整能力を独占しうるか、その上でなおイデオロギー的伝統と新しい機能とを調和しうる新しい正当性原理を展開できるのか、というアポリアに逢着する。つまり、体制移行はただちに体制危機を含意していたのである。言いかえれば、共産党の全社会独占型支配は、利益表出の多元化を前提としたとき、安定した形態を継続できるのか、という点が問題になる。

たとえば、一九八〇年代に提出された「上からの改革」の三方式は、経済領域、および政治的・社会的安定と統制の領域からそれぞれハンガリー型・ポーランド型・ソ連型の「トライアングル」を提出するのだが、そこでの共通認識は、経済改革における市場原理への転換であり、経済改革と政治改革との不可分性であった。だが、この「上からの改革」はすでに自己否定の契機を重大に含んでいた。「経済領域から党が全面的に撤退し、政治においても党の役割を見直す時、体制をソ連によって押しつけられた東中欧の共産党体制の正当性の危機は極限に達する」のであった。

この「上からの改革」は、「市民社会の自己組織化」という次元の問題状況を加えて、下からの改革に対抗する危機管理的な上からの「対抗改革」として発動されねばならなかった。この対抗改革は、「民主的反対派」の要求を体制側が先取りして、民主的な変革を吸収・鎮静化してしまう「改革独裁」のシナリオと、自己組織化した市民社会と改革志向に転じた党＝国家との歴史的「妥協」による非暴力的な漸進的民主化のそれを表出する。

川原君はその表出と進行を整理した上で、「新しい漸進主義」シナリオが東中欧の政治発展のオルターナティブであることを探り当てていく。つまり、「東欧における共産主義支配の終焉

を導いたポーランドにおける「党＝政府側」と「連帯＝反対派」の「円卓会議」型の民主化は、決して共産党体制が積極的に『連帯』に政権を譲り渡して退陣したのでもないし、また逆に『連帯』が国民的蜂起によって政権を奪い取ったのでもない」現実は、「上からの改革」がまさに自己破産し、『連帯』の正当性に依存して「改革」を進めねばならぬところで成立した、改革と正当性のダイナミズムの帰結だったのである。正当性の調達という支配の究極のリアリティが、〝政治の世界〟を可視の世界にあぶりだしてくる、その緊迫の状景が描写されたのだった。

第Ⅱ部「民主化モデルとしてのポーランド」におさめられた、第三章「民主化過程における『円卓会議』と『連帯』市民委員会」および第四章「『連帯』主導政権の成立と民主化の新局面」はそれぞれ、体制移行期にあったポーランドの、前章は一九八七～八九年、後者は一九八九～九〇年の体制側と反対派との息づまるような対決の過程から浮きだしてくる歴史的方位をめぐる政治的・知的格闘を綿密に析出するものである。

第三章は、ポーランド民主化過程において決定的な政治的転機になった「円卓会議」にむかう過程での「連帯」の構造変化、とりわけ「連帯」市民委員会の登場に伴う問題がとりあげられ、「円卓会議」合意から「連帯」主導政権の成立をへて、一九九〇年八月に結成以来十年を迎えた「連帯」勢力が、現在政権の座について民主主義体制を創設する過程で直面しているジレンマを、その発生過程にさかのぼって明らかにする、すなわち、ポーランド型民主化モデルの核心を理論的に解明することにむけられている。

「連帯」市民委員会は、本来、ワレサの私的諮問機関であり、「独立した社会諸組織の意見を主張し、社会の必要と利益を表現し、行動プログラムを作成、提示する」目的をもっていた。そしてそれは、労働組合としての「連帯」とは性格の異なる「反体制エリート集団」でもあった。「連帯」指導部中心に構成された一九八九年四月五日の「円卓会議」合意は、こうした要素を含みこんだ「妥協による協定を通じた民主化」モデルの原型をつくりあげた点で重大な意味をもっている。この円卓会議以後、この市民委員会が主導権を掌握し、約二〇〇〇の地区委員会を結成し、その核機能をになう。委員会は六月選挙において、ソ連圏初の非共産主義政権である「連帯」主導政権への道を切り開くのに成功する。

川原君はポーランド・モデルとして次の四段階を措定している。㈠「連帯」の「自制的革命」の時期（一九八〇年八月～一九八一年十二月）、㈡戒厳令以後の「権威主義的改革政治」の時期（一九八二年一月～一九八七年十二月）、㈢「妥協に基づく協定」による「体制移行」の時期（一九八八年一月～一九八九年九月）、㈣不確実な民主主義の制度化を試みる「体制移行」の時期（一九八九年十月～現在）である。

本章は、㈠から㈢の時期に及ぶ変動過程を分析的に叙述する内容のものであるが、そこではむしろ、㈣の段階での問題点が

伏在している事態も明らかにすることで、体制移行・体制変動に伴うにない手の問題が容赦なく露呈される。川原君の分析を引こう。

「『連帯』市民委員会の目的は、『全体主義的共産主義から議会制民主主義への滑らかな移行のための橋渡し』としての役割を果たすことにあった。実際『連帯』の名の下に多様な考えをもった人びとが市民委員会を形成し、選挙戦を闘うという『市民委員会』方式は、『共産主義体制を打ち倒すためのアイデアとしては天才的であった』と言えよう。その意味では、『六月選挙』の大勝利は、『「連帯」の勝利』というよりは、すぐれて『市民委員会の勝利』だったのである。それだけに、選挙後に『連帯』指導部が市民委員会の解散をきめても、市民委員会独自の判断で存続させていくように、合法化されても組合員が復活せず社会的にはマイノリティになっていく『連帯』労組と、不確実な民主主義を形成していく上での核とならざるをえない『市民委員会』との関係――とりわけワレサ「連帯」委員長と市民委員会との関係――が、その後の政治的展開を大きく規定していく」ことになるのである。

第四章「『連帯』主導政権の成立と『民主化』の新局面」は前章の問題意識を受けて、六月選挙で圧勝した結果、ヤルゼルスキ大統領下での「連帯」主導政権マゾヴィエツキ首相の内閣が発足し、国家権力を担当、「君たちの大統領、われわれの首相」という第四段階の「不確実な民主主義の制度化」に突入するが、依然として「不確実な」状況の中での政治的可能性追及過程が対象化される。だが、一九九〇年三月の『連帯』結成十周年は、「連帯」市民委員会が、「連帯」労組との関係を重視するワレサ派の一派中央同盟と、マゾヴィエツキ政権の与党として「連帯」労組からの自立化を意図する「市民運動・民主行動」に分裂する実態をもつ以上、それは「連帯」の終焉を画期する儀式とも言える。

この段階の問題点は、市民社会のニーズを効果的に表出しうる新しい政治構造の制度化が未然だ、という一点にかかる。つまり、国家と民衆とのギャップが埋められない、という問題である。だがここで、「政治的多元主義の実現のためには、今や『連帯』は傘状の構造を解体し、純粋な労働組合として政治的アリーナから撤退せざるをえない」のだが、それは「『連帯』がこの十年間に推進した『民主化』の必然的な帰結」なのだ、とする確認が必要である。そして、一九九〇年十一月及び十二月の大統領選挙におけるマゾヴィエツキの敗北とワレサの最終的勝利は、ポーランド・モデルの未完の民主化を予示している。

「マゾヴィエツキの敗北は、『円卓会議』以来の知識人（エリート）主導型の『民主化』の挫折であり、『連帯』運動における知識人と労働者の協力関係の終わりを象徴していた。十二月十日のワレサ大統領の誕生は、大衆の勝利であると共に、民主主義を定着させてゆく『強固化』過程の困難さを示している」からである。

第Ⅲ部「一九八九年東欧革命と現代政治理論」は、冒頭で述べたように、「社会主義下での市民社会の発展を視座に入れた形での『民主化のグローバライゼーション』を議論できる『民主化の比較政治学』にむけての試論部分と言える。第五章「一九八九年東欧革命へのパースペクティヴ」は、最近のいわゆる「歴史終焉論」に異議を提出している。つまり、東中欧に発現しつつある変革は、これまでに見たように、その内在的論理による政治発展としての民主化である以上、歴史終焉論のような無雑作な普遍化理論では包摂できない。むしろ、西欧とロシアに狭撃された中で、もう一つのヨーロッパとして、文化的・歴史的ユニークさを主張している東中欧の現在は、歴史の復活として人類世界に光彩を与えているにちがいないのである。

かくして、東中欧の現在は、政治理論史的に見れば、「『遅れてきた革命』であるだけに、逆に世紀末の世界秩序の再編成に向けて巨大なパラダイム・シフトを引き起した」点に重大な衝撃力を発揮する。つまり、「遅れてきた革命」が、近代という未完のプロジェクトを充塡する機縁をつくり、歴史的課題を浮上させるというイロニーの中で、「政治的解放」の新しい地平をきりひらく可能性を示しているのである。これが第五章「一九八九年東欧革命へのパースペクティブ」での川原君の理論的な基底的認識だとすれば、第六章『市民社会』論のパースペクティブ」は、ソ連型社会の理論的解明をなしえなかったニューレフトの言説をこえて、㈠東におけるソビエト型の国家社会主義からの解放闘争、㈡南における官僚主義的権威主義からの脱却、㈢西における既成民主主義体制のさらなる民主化を試みる新しい型の運動、の〝三つの民主化〟を「市民社会」概念に基づいた「ある共通の概念装置」で総合的に把握することを可能にした点に強調がおかれる。

つまり、三つの民主化の理論的交錯点に「市民社会」論が聳立しはじめている以上、そこに一種のミニパラダイムの形成が予兆されているのである。川原君は次のように問題を設定する。

「ここで目標とされている『市民社会』は、単に伝統的な市民社会概念の復活ではない。国家社会主義の下で党の一元的支配の及ばない公共領域を創出しようとする意味での『市民社会』概念は、西欧的な市民社会の概念設定――国家と社会との二元性という前提（自由主義モデル）を受け入れながらも、強力な社会運動に基づいて『権力の社会的メカニズム』自体を変革し、『全体主義が成立しえなくなる民主主義の社会を築く』という指向性をもつ点で、それ自体をモデルとして独自に検討すべき内容をもっている。」

この問題意識からポーランドの政治変革を考察したとき、「連帯」の民主化運動は、すでに述べたように、既定の詳細な改革シナリオに導かれなかった運動だけに、具体的な運動状況の中で発見され続けた民主化の方位が、今日の民主主義理論の課題を明らかにするといえる。それを川原君は正しく「民主主義的な自律性を実現しうる国家と市民社会のモデルの可能性」と指

摘する。そして、その可能性は次のように示唆される。

「『連帯』革命以後、一九八〇年代の民主主義理論の理論的革新の一つの指向性は、『市民社会』概念を政治的ディスコースの中心に置き、国家でも市場でもない強力な政治的公共領域を基礎にした『市民社会』の可能性を追求するものである。こうしたアプローチは、〈国家の政治〉に対抗する〈市民社会の政治〉の重要性に着目し、社会運動を通じた市民社会の民主化の主導性（イニシアティヴ）を推進力に、国家権力の民主化も含めた『民主的自律性』を達成しようとするという意味では、『反政治的第三の道』とも言うべき指向性をもっている。この場合「反政治的」と言うのは、国家権力の次元での既成の政治に対抗する市民社会の次元での『オルターナティヴな政治』という意味であり、『第三の道』と言うのは、市場原理を中心に構成される市民社会（資本主義システム）でも、国家至上主義を中心に構成される市民社会（国家社会主義システム）でもない『オルターナティヴな道』を追求するという意味である。」

だが、ここでさらに問題になるのは、国家から解放された市民社会が自律性をもつ場合、その市民社会と国家との関係をいかに制度化するか、である。川原君は、「国家の支配の外に独立した市民社会を建設し、ついに国家を越え、これを捨てさるというモデル」とするゲーベルトの認識を取りあげ、「連帯」指導部を中心に市民社会から最大限の国民的支持を獲得した「もう一つの国家」が形成されつつあった事態をもって、この市民社会がどのように「国家領域」を構成するかが、「連帯」民主化モデルの最大の問題だ、と指摘している。たとえば、「『連帯』が純粋に市民社会志向の戦略に固執すれば、社会の過度な統合状態は維持できるものの、民主主義機構の分化を妨げ、競合的な複数政党制の出現を妨げることになる。逆に『連帯』は政治社会志向の戦略を選択したために、未知の次元に直面した」と、その問題の本質を言い当てるのである。

未知の次元の問題は、ポスト共産主義における多元的民主体制の制度化のための移行理論として、現在の社会科学理論の課題として残されている。さらに、それはすでにシステム選択の問題ではなく、開かれた社会としての市民社会が自由のための条件をどう備えつけるか、という最も本質的な現代的問題に直結してもいる。

終章は、川原君が「『東欧の政治社会学』に関心を寄せている者にとっては、一九八〇年代のポーランドは、独立自治労働組合『連帯』の十年であると共に、学問的にはジョージ・オーウェルの遺産の再発見の十年でもあった」との知的・政治的経験を、比較政治学の現在進行中の理論的革新と再編の過程に投入する、〈壮大な知的抱負のあり方〉を論ずることで、次なる課題を示す部分である。つまり、本論文を貫通する川原君の視角である、「既存のディシプリンを対象にあてはめて『説明』するだけの比較政治学ではなく、その認識対象自体の変化が認識方法の変化と連関しうるような、その意味で『地域研究』と

『一般政治理論』を媒介しうる『民主化の比較政治学』を志向していた」という点に、すべてがこめられている、と考えられるのである。

現代政治理論が戦後世界の一挙的拡大に応じて、その理解を充実すべき方法論的展開をとげたことは言うまでもない。だが、それはグランド・セオリィの構築による現実への適用という理論偏重をもたらした。とりわけ、比較政治学という新しい分野にあってはその弊害が大きく、ために政治理論は自己閉塞に陥ったと言うべきであった。その復活はいわばローカル・セオリィとして、現実から抽出される概念形成をバネにしている。それは、多元的世界像の承認であると同時に、民主化というグローバルな歴史的現実への対応であり、民主主義理論の新たな形成への内在的要請をも示すものである。

従来、社会主義体制論として分析の対象であった東中欧の政治が、体制変動を現象化した時、比較政治学は「変動と制度化」の現場の一つとしてそれを認識した。そこに見え透けてくるのは、特定の思想や理念に先導された革命でもなく、国家権力の強制から自己解放をとげつつ、新しい政治秩序を形成する、まさに〈政治〉の発現であった。

川原君の研究は、この歴史的コンテクストの中での〈政治〉の意味を、東中欧、とくにポーランドの実験を対象として、有意な政治理論を構築する点に結んでいる。その記述と分析は、現実に即応しながらも一定の距離をおく点で成功している。余りにも錯雑な変革過程を整理するために、往々にして犯しがちな西欧政治理論による切り分けに堕ちなかったのは、一に川原君の理論研究者としての現実認識感覚ととぎすまされた知性のたまものと感服する。

われわれ審査員は、ここで二つの問題を提起したい。その第一は、東中欧の社会主義政権に対して、本質的には、国民の支持は低く、その求めるところは、唯一に生活水準の向上にあった、という点である。だからこそ、その政権は常に「開発独裁」の一面をもたざるをえなかったのである。だが、生活水準の向上は常に西欧との比較において求められたのであり、その意味で開発独裁への期待は、すでに六〇年代に崩壊していたと思われる。この西欧バネとも言える西欧志向は、戦間期体制への憧れに似た回帰として内在化されていた。したがって、東中欧の民主化は、ソ連の存在と戦間期体制に対する知識人の認識とのダイナミクスの中で発現されるのだ、とも言える。川原君の本論文がポーランドの一九八八年から九〇年にいたる内在的状況を対象としている以上、こうした観点が含まれていないのは当然であり、本研究の欠点とはいえない。しかし、やはりブレジネフ・ドクトリンが消えつつあるとはいえ、「突然」、「完全に」なくなったのではない状況での民主化過程において、ソ連の存在がどのような作用を及ぼしたのか、また将来の体制選択において、戦間期の経験は何の意味ももちえなかったのか。

第二は、ポーランドの過去における改革運動では労働者と知識人の協力関係は緊密ではなかった。「連帯」以後、両者は緊密な提携関係に立つのだが、この提携関係の変化について、より深い分析がなければ、「連帯」内の摩擦、最終的にはマゾヴィエツキとワレサの対立にいたる事態は明らかになるまい。

だからといって、東中欧、とくにポーランドの民主化過程を比較政治論的視角から分析した例はほとんどない事実にかんがみ、高く評価されてよいと考える。また、ポーランドの民主化過程は非常に複雑なプロセスを辿り、事実関係を正確に押えるだけでも容易な作業ではない。川原君は理論的な視座に立ったが故に、膨大な事実に埋没することなく、その過程を明快に分析できたものと考える。

川原君が政治理論・比較政治学、そして東中欧の専門研究者として立つ起点である本研究に対して、博士（慶應義塾大学、法学）の学位も授与することを妥当とする。

平成四年一二月二五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　内山　秀夫
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　奈良　和重
副査　聖学院大学政治経済学部教授　法学博士　松井　弘明

マハジューブ・アル・バッシャ・M・アーメド君学位請求論文審査報告

バッシャ君の提出した学位請求論文は、Conflict of Identity and Foreign Policy in the Sudan（『スーダンにおけるアイデンティティ・コンフリクトと外交政策』）と題する英文の論文である。副論文は特に提出されてはいないが、同君が慶應義塾大学大学院法学研究科（政治学専攻）修士課程および後期博士課程在学中に出版された「スーダン南北抗争の構造」（『中東研究』一九八四年一一月）、"Sudan: Another Shot at Liberal Democracy"（『日本中東学会年報』一九八七年第二号）の二点が、参考論文として付せられている。

一　論文の構成

論文の構成は次のとおりである。

Introduction
List of Abbreviations
Chapter One
Ethnicity and Foreign Policy
1, Ethnicity and the Ethnic Group
2. Salience and the Role of Ethnicity
3. Ethnicity and Foreign Policy